重度障害者等就労支援特別事業

重度障害のある方に、雇用施策と福祉施策が連携して、通勤・職場等において必要とする移動・身体介護などの支援を行うことで、就労機会の拡大を図り、障害者の雇用を促進します。

〇対象者

対象者は、次のすべてに該当する人です。

１、重度訪問介護、同行援護、行動援護のいずれかの支給決定を杉並区から受けている人

２、民間企業に雇用されている人、ただし、就労継続支援A型事業所の利用者を除く。

自営業者等の人、ただし、自営等に従事することにより所得の増加が見込まれる人。

３、１週間の所定労働時間が１０時間以上であること、ただし、民間企業に雇用されている人の場合、今後１０時間以上の勤務になることが見込まれる人も可

〇事業内容

重度訪問介護、同行援護、行動援護では、経済活動(就労)中の利用はできません。そこで、本事業により、経済活動(就労)中に、重度訪問介護、同行援護、行動援護と同等の支援を行います。

支援の方法は、就労中の見守り、身体介護、移動の支援と4カ月目以降の通勤支援は、福祉施策として杉並区が実施します。

民間企業に雇用されている方は、パソコンの準備操作の代行、代読や代筆、業務上の外出の付添いなど、業務に係る支援や、就労開始から3か月目までの通勤支援は、雇用施策として、独立行政法人、高齢・障害・求職者雇用支援機構(以下、ジードという。)　の助成金を活用し、民間企業が実施します。

ただし、自営業者などの方でジードの助成金の対象とならない場合は、区の事業で実施します。

支給時間は、職場等における支援は、月207時間、通勤支援は、通勤に要した時間です。

〇申請から利用までの流れ

１、相談

障害福祉サービス係までご相談ください。事業内容や必要書類等について説明します。

申請者、民間企業、自営業者、特定相談支援事業所等の関係者間で『支援計画書』を作成してください。

２、ジードへの相談

民間企業に勤務する人は、勤務先企業を通して『支援計画書』をジードに提出してください。ジードが、支援計画書を受付・確認します。

自営業者等の助成金の対象外の人は、ジードの確認は不要です。

３、申請

ジード確認済の『支援計画書』　※自営業者等の人は確認不要。

『杉並区重度障害者等就労支援特別事業利用（変更）申請書』

民間企業に雇用されている人の場合は、雇用されていることを証する書類の写し

自営業者等の人の場合は、自営業者等であることを証する書類の写し

４、決定・利用開始

区が決定を行い、『杉並区重度障害者等就労支援特別事業利用承認（不承認）通知書』を申請者宛に送付します。

申請者が事業所と利用契約を行い、利用を開始します。

勤務内容等が変更した場合などは、区に変更手続きを行ってください。

請求に関する注意

区の事業となりますので、事業者は、障害福祉サービスの国保連合会への請求システムではなく、区の請求手続きとなります。

〇利用者負担

住民税課税世帯の方は、区が事業者に委託するサービス単価の3％がサービス手数料として利用者負担となります。住民税が非課税世帯 は、 負担なし（無料）となります。

世帯の範囲は、18歳以上の利用者の場合、本人及びその配偶者となります。

〇問い合わせ先

杉並区保健福祉部障害者施策課、電話03-3312-2111、FAX03-3312-8808

事業の利用申請・相談に関することの窓口は、障害福祉サービス係

事業内容・契約・請求に関することの窓口は、管理係